

学校法人ガバナンス改革会議ヒアリング発言要旨

○議論の焦点

- ・令和3年3月に公表された『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の方向性について』（学校法人のガバナンスに関する有識者会議）に示された各種改革の取組
- ・同有識者会議の提言がされていない事項を含め、社会福祉法人・公益法人と学校法人とで相違があるガバナンスに関わる制度について、社会福祉法人や公益法人と同様の枠組みを採用していくこと

(プレゼンテーションの内容)

- ・上記について、実際的な運用面において困難が予想される取組事項があるかどうか。・そうした事項があると考えられる場合には、改革の要請趣旨に沿って、どのような代替的な取組を行っていくことが適切と考えるか、社会福祉法人や公益法人と異なる仕組みを必要とする理由は何かなど

- ヒアリングの当日の進行は、提出書面を各委員が事前に読み込んでいることを前提に、各団体で学校法人の理事長等の職にある方（経験者を含む。）から、書面記載の事項のうち特に重要と考える事項を中心として5分程度（厳守）でそれぞれ御発表をいただいた上で、発表された方々と委員との質疑・意見交換をまとめて行う形式を想定。

(以下口頭説明部分)

- まずは、学校法人のガバナンス改革に資する幾つかの御提言、監事の独立性の強化、不祥事防止の実効性の確保、GCの充実、理事・監事の職務機能の実質化等は、民意を得る対応として協会として取り入れ、検討したいと考えている。この会議に感謝をしたい。

- ではヒアリングの一番目の質問、社福等法人と同等のガバナンス体制を取った場合、実際の運用面において困難が予想される取組事項があるかについては、評議員会の位置づけが該当する。まず、

私立学校は、これまで数次の制度改革を経て、多様性を持った制度として安定的に機能してきている。この適正に機能しているガバナンス体制を、「ガバナンスの形は同じ」として画一化することは、制度運営上で大きな支障を生む結果にならないかということである。

大学は、「自治」という教職員を中心とする大学人自身による自主的な運営

が尊重されるところであり、特に、私立大学においては、建学の精神を基にその独立性が担保されることが最重要である。教学運営・経営管理両面で外部者のコントロールや監督を必要以上に強化することは自主・自律（自立）運営を旨とする私立大学では望ましくないと考えられる。

○さて、評議員会の位置付けであるが、そもそも私立大学は、有志の篤志家がボランティアで寄附を持ちより創設され、評議員は殆どが無報酬である。創設者、教職員、卒業生等の集まりが評議員会であり、諮問機関としての位置づけの背景には戦前・戦後これまでの法的・歴史的経緯を反映している。全国 615 ある私立大学の約 99%弱が、評議員会を諮問機関として管理運営の実態があり、評議員構成員約 14000 名の 6 割強が教職員・卒業生など内部者となっており、この事実は重要である。

○今回評議員会を議決機関とし、理事会の監督、役員を選解任等強力な権限を持たせれば、現在の評議員会の運営実態とかなりの乖離が生じ、私学関係者間に、大きな影響を与えることになる。

顧みれば、2016 年法改正前の社福法人のガバナンス体制は、評議員会は任意設置、役員選任方法等定款なし、巨額の内部留保、財務情報の非公表等極めて脆弱な状況（注 1）において、法改正により評議員会を議決・監督機関としたガバナンス体制を導入したが、これは当然の対応であると思われる。一方、学校法人は、ガバナンス体制が法的・歴史的にも充実され、また法人・役員の方責務を規定した改正私学法が 1 年前に施行されたばかりであり、この中で、議決機関の理事会と諮問機関の評議員会の権限・機能を入れ替えて、運営させるというガバナンス体制を導入することになり、多くの学校法人において、大きな混乱を引き起こす可能性は高い。実施した場合の影響は提出資料のとおり（注 2）

○ではどのような代替的な取組を行っていくことが適切か、先ず

①協会側が提示した代替案についても是非検討して頂きたいこと
—提出資料の P6 に記載。

②本件について連盟・協会などとの対話を重視し、パブコメも含め時間をかけてやることが望ましい。

○社会福祉法人や公益法人と異なる仕組みを必要とする理由は何かについて

社会福祉法人では、業務執行メンバーを含まない評議員会に、業務執行を担う理事会に対する牽制・監督機能が与えられている。しかし、私立大学におい

では、理事会が教学面の活動を支援し、組織・人事・財政面からチェック、監督を行っている。この中で教学側メンバーが多数を占める評議員会が、理事の選解任、重要事項の決定権を持つことになれば、理事会の決定・チェック機能は格段に後退すると思われ、(場合により利害関係者の抗争の場ともなり得、) 大学が一体として進めるべき教育・経営両面での改革遂行が困難となり、学校法人としての責務が果たせなくなる恐れが出てくる。従って、学校法人の評議員会は、諮問機関の位置付けが望ましい。

(なお、評議員会の監督範囲は、理事会の執行状況(内部統制の質保証)に加え教学の執行状況(教育の質保証)もカバーする必要がある、評議員会に外部者が多いほど、チェック・監督機能が劣ることになり、改革となり得ない)

○最後にガバナンス・コードは、私学の健全な成長と発展につなげていくことが期待され、**Comply or Explain** への移行等更に充実・強化をしていく必要。

(注1) 2016年(平成28年)の社会福祉法人制度の改正前の事由を「社会福祉法人改革 2016年〈平成28年〉3月関連法交付」からみると、「地域ニーズへの不十分な対応、評議員会の任意設置等ガバナンスの欠如、財務状況が非公開で不透明なこと、巨額の内部留保問題、他の経営主体との公平性」が挙げられている。次に当時のガバナンス状況を、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会抜粋(平成26年7月4日)」からみると、「法人組織の理事長を始め各役員等の選任方法、資格、役割について定款等による規定がなく、任意に実施、評議員会は、介護保険事業、保育所、措置事業のいずれかのみを経営する法人には設置の必要がないなどガバナンスの確保面で、ていれんその機能が働く仕組みとなっていないなど極めてルーズなものであった。理事長も世襲制が多く、経営者実質理事長といった形で理事の中から互選されるなどの仕組みも無かった。情報公開面でも、平成24年まで財務状況等の公開義務がなく不透明などの実情にあった。」との記述がある。

(注2) 実施した場合、各学校法人内で、評議員の人选から選考方法を巡り法人・教学間、評議員会内部での各様々な軋轢や亀裂、事案の紛糾、理事会との軋轢、法人と教学の対立、その結果、法人の教育改革や経営改革の停滞等の諸問題が噴出することが懸念。また何よりも評議員と理事の意識改革に時間を要するし、本来の経営に専念できない時間が多くなり、学校法人経営が全体として困難化する懸念。

以上